

質問事項	質問	回答
<p>■仕様書 4 業務内容 (3) 機能 ア 購入者のスマートフォンにデジタルチケットをチャージする機能を有すること。</p>	<p>デジタルウォークチケットを利用する際、2種類のQRコードを店舗に置き使用いただくことになるのですが、この店舗に置くQRコードの印刷用紙と印刷はどちらが行う形になりますでしょうか。</p>	<p>いずれも「実行委員会」又は「平戸市」が行います。</p>
<p>■実施要領 4 提出書類等、エ、業務実績調書</p>	<p>提出書類の業務実績について、多種多様で規模の大小、案件数が多く、どこをピックアップするか、まことに判断がしにくい状況です。</p>	<p>業務実績調書については、下段に記載してありますように過去3年以内で直近のものから5件以内の記載となっていますので、それに従って提出ください。また、記載する内容については、今回の公募と類似した業務内容を記載してください。</p>
<p>■仕様書 3 事業概要 (2) 事業概要、オ、チケット種類 (1口当たり)</p>	<p>通常チケット単価 1,000 円×3 クーポンチケット 500 円×1 と、ありますが、1,000円、500円の単位でのみ支払いが可能であれば、3,500円×1枚の電子チケットでもよろしいでしょうか？ それとも、見た目、1,000円×3枚、500円×1枚とする必要がありますか？</p>	<p>参加店舗で1,000円と500円の決済が可能であれば、見た目で分ける必要はありません。</p>

質問事項	質問	回答
<p>■仕様書 4 業務内容 (3) 機能            イ現金販売を行うことから、デジタルチケットのチャージの際に不正に購入金額を超えるチャージができないよう対策を講じること。</p>	<p>不正に購入金額を超えるチャージができないよう対策を講じること。と、ありますが、一人当たりの利用上限額がある（購入上限額）がある。という意味でしょうか？（例：ひとり1セットまでしか購入できない=チャージできない）            それとも、一度チャージしたチケットを再度チャージできないようにする必要がある。という基本的な制御が必要。という意味でしょうか？</p>	<p>1度チャージしたチケットを再度チャージできないようにすることを指しています。             ※1人が複数チケットを購入することは可能です。</p>
<p>■実施要領 4 提出資料等①提出書類</p>	<p>提出資料において「カ 法人登記簿謄本」「キ 納税証明書」「ク 財務諸表類」については、該当する資料を有しない場合、団体の規約、決算資料等の提出で事足りるかどうか。</p>	<p>法人格を有しない団体が参加する場合は、それに代わる資料の提出していただき、審査致しますので、質問のとおり団体規約や決算資料等の提出をお願いします。</p>
<p>■仕様書 4 (3) キ            キ 購入者へメールやプッシュ通知等お知らせ機能を有すること。</p>	<p>「キ 購入者へメールやプッシュ通知等お知らせ機能を有すること。」とあるが、どのような通知内容を想定されていますか。</p>	<p>デジタルチケット購入時に個人情報を取得しませんので、通知としては、例) イベントや参加店舗の情報を想定しています。</p>